

多摩市における学校部活動ガイドライン及び
地域クラブ活動への移行に関するガイドライン
改革推進期間（令和7年度）

令和7年10月

多摩市・多摩市教育委員会

目次

I はじめに

- 1 ガイドライン策定の経緯及び位置付け
- 2 ガイドラインが対象とする活動と期間

II 学校部活動に係る基本的な考え方

- 1 学校部活動の意義
- 2 学習指導要領における部活動の位置付け
- 3 学校部活動における課題
- 4 本市が目指す今後の方針性

III 学校部活動ガイドライン

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 部活動の方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - (3) 指導者の確保
- 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (1) 適切な指導の実施
 - (2) 適切な休養日の設定
 - (3) 「学校部活動に係る活動方針」の公表

IV 地域クラブ活動への移行に関するガイドライン

- 1 参加者について
- 2 運営主体と実施主体について
- 3 指導者について
- 4 適切な休養日の設定について
- 5 活動方針・活動場所について
- 6 費用負担と財源確保について
- 7 保険の加入について
- 8 学校等との連携について
- 9 大会参加について

I はじめに

I ガイドライン策定の経緯及び位置付け

国において、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、学校部活動の段階的な地域移行の考え方が示された。令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国の部活動ガイドライン」とする）が策定され、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と定められた。

東京都においても、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進と共に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めるべく、令和5年3月に「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（以下、「都の部活動ガイドライン」とする）が策定され、令和6年3月、令和7年3月にそれぞれ改訂されている。

このような動きを受け、本市においても令和6年9月に「学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定するとともに、国や東京都の方針を踏まえ、多摩市における学校部活動や地域クラブ活動への移行に関するガイドラインを策定するに至った。

本ガイドラインの特徴は、部活動改革の改革推進期間であることから学校部活動ガイドラインと地域クラブ活動への移行に関するガイドラインを2つの柱とした点である。

なお、本ガイドラインにおいては、「学校部活動ガイドライン」は多摩市教育委員会が所管し、「地域クラブ活動への移行に関するガイドライン」については、多摩市が所管していることから、多摩市及び多摩市教育委員会が共同で発行する。

2 ガイドラインが対象とする活動と期間

本ガイドラインが対象とする活動は、中学校に在籍する生徒が参加する学校部活動及び地域移行に向け、モデル事業として実施する地域クラブ活動とする。本ガイドラインが対象とする期間は、国が示した改革推進期間の令和7年度とする。

来年度以降、今後も国や東京都の動向を注視しつつ、本市における学校部活動の地域移行に向けたモデル事業（休日の部活動の地域移行の試行実施）の検証等を踏まえ、改革実行期間前期（令和8年から令和10年）に改革実行期間前期ガイドライン、改革実行期間後期（令和11年から令和13年）に改革実行期間後期ガイドラインを策定することとする。

II 学校部活動に係る基本的な考え方

I 学校部活動の意義

中学校における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、部活動顧問（以下「顧問」という。）をはじめとした関係者のもと、学校教育の一環として行われてきた。

体力や技能・技術の向上を図る目的以外にも、生徒指導の一環としての側面や、異年齢との交流の中で生徒同士や教職員との信頼関係を築くなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義は大きいものである。

2 学習指導要領における部活動の位置付け

文部科学省は、平成20年1月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」において、学校教育活動を「教育課程内の学校教育活動」と「教育課程外の学校教育活動」に大別し、部活動は「教育課程外の学校教育活動」の一つであると整理された。また、平成28年12月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連を、次のように示された。

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が高いことも指摘されているが、こうした教育が、部活動の充実の中だけで図られるのではなく、教育課程内外の学校教育活動との関連を図り、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要である。

そして、中学校学習指導要領（平成29年3月）及び高等学校学習指導要領（平成30年3月）の総則における学校運営上の留意事項として、

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

と示された。

さらに、令和6年12月、国のガイドラインに基づく部活動改革の円滑な実施を図るため、「中学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部が改訂された。改訂の概要として、「生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの」であること、「レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施する」こと、「複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮する」ことなどが示された。

今後は、学校教育の一環として部活動と教育課程内外の学校教育活動との関連を図り、全教職員の共通理解の下で、各顧問や部活動指導員が創意工夫を重ね、取り組んでいくことが重要である。

3 学校部活動における課題

本市では、部活動の地域展開等を「部活動改革」と称し、子どもたちの活動機会の確保と「スポーツ」「文化芸術」の活性化を図りながら、学校における働き方改革の視点も踏まえ、教職員の負担軽減を実現していくために学校部活動の在り方についての再編を行っていく。

「中学校学習指導要領 総則（平成29年告示）」において、部活動について「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」と明示されている。

近年、少子化が深刻化する中、本市において生徒数の減少により、運動部により単独でチームが組めず合同チームで活動している状況や、参加が見込めず継続を検討したりするなど、持続可能性という面での課題が上がっている。また、競技等の経験のない種目の指導や、休日の指導・大会やコンクールへの引率等から学校部活動に携わることに負担を感じている教職員が存在していることなど、教職員にとって負担となっていることも指摘されている。

4 本市が目指す今後の方向性

「国の部活動ガイドライン」及び「都の部活動ガイドライン」において、「地域クラブ活動は、学校教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、またスポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものもある、と定義されている。

本市においても、これまで学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくという視点も有しつつ、実施に当たっては、学校部活動の意義を継承・発展しつつ、市全体のスポーツ・文化芸術の振興の観点から

も充実を図っていくこととする。

さらに、令和7年5月16日に公表された、スポーツ庁「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめにおいて、令和13年度までを「改革実行期間」として、休日については、次期改革期間内に、原則全ての学校部活動において、学校の教育活動としての部活動から、運営団体を地域のスポーツ・文化芸術団体とし、社会教育の一環として行っていく地域展開の実現を目指すことが示された。

このような国や都の動向を踏まえ、本市においては、令和6年9月に「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、休日等に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していくことを推進目標とした。さらに、令和13年度までに、原則、休日については全ての学校部活動地域展開を目指し、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しない体制を整えていく。のために、令和7年度は休日の学校部活動の地域移行の試行実施、平日は部活動指導員等の教員以外が部活動に携わる地域連携を具体的に行い、令和8年度以降に段階的に地域クラブ活動への移行（部活動の地域展開）を行っていくこととする。

なお、本市においては、学校部活動の地域移行を「地域展開」と称する。

地域連携とは？

- ・教育課程外の学校教育活動としての部活動として活動を実施。
- ・教員の負担軽減のため、地域のスポーツ文化芸術団体等の協力により運営を工夫する。

地域展開とは？

- ・社会教育法上の社会教育の一環として活動を実施。
- ・運営団体は、地域のスポーツ・文化芸術団体が担う。

従来の学校部活動

運営・実施主体	学校
指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
保障	災害共済給付

地域連携による学校部活動

運営・実施主体	学校
指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
保障	災害共済給付

地域 展開

地域クラブ活動	
位置付け：社会教育 (学校部活動ではない)	
運営・実施主体	地域の多様な主体
指導者	地域の指導者
参加者	中学校の生徒 (※他世代の参加 含む)
場所	学校施設・社会教育 施設等
保障	各種保険等

III 学校部活動ガイドライン

I 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

校長は、本ガイドラインに沿って、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。指導者（顧問の教員又は部活動指導員）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、教員を顧問に決定する際には、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、外部顧問の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ② 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や部活動指導補助員、市民ボランティア等を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、外部顧問の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を配置する。

(3) 指導者の確保

部活動指導員や部活動指導補助員、市民ボランティアの人材確保は、各学校が行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に運動部活動においては、スポーツ庁が令和4年（2022年）12月に作成した「学校部活動及び新たな地域団体活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則った指導を行う。
- ② 校長及び学校部活動の指導者は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症対策ガイドライン（追補版）（令和7年6月）」（東京都教育委員会）等を参考に、以下の内容を踏まえて指導にあたる。

※「熱中症対策ガイドライン(追補版)（令和7年6月）」東京都教育委員会

https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/accident_prevention/heatstroke.html

＜参考＞

1 熱中症予防 5 カ条

- ① 暑いとき、無理な運動は事故のもと
- ② 急な暑さには要注意
- ③ 失われる水と塩分を取り戻そう
- ④ 薄着スタイルでさわやかに
- ⑤ 体調不良は事故のもと

2 熱中症予防運動予防指針

- ・WBGT 31 以上 : 運動は原則中止
- ・WBGT 28 以上 : 厳重警戒（激しい運動は中止）
- ・WBGT 25 以上 : 警戒（積極的に休憩）
- ・WBGT 21 以上 : 注意 積極的に水分補給

③ 学校部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与える、必ずしも体力や技能等の向上につながらないこと等を正しく解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習、活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

（2）適切な休養日の設定

学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスや家庭学習時間の確保等を考慮し、以下を目安とする。

【休養日】

○ 学期中は、原則として週当たり2日程度の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とする。

週末に大会参加等のために部活動を行った際は、他の日に休養日を振り替えるよう努める。

○ 長期休業日中の休養日の設定は、原則として学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行

うことができるよう、特に夏季休業日や冬季休業日は、連続5日間程度の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努める。

【活動時間】

- 部活動の1日の活動時間は、原則として長くとも平日で2時間程度（朝練習を含む）、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（3）「学校の部活動に係る活動方針」の公表

校長は、自校の設置した部活動の方針、活動日、活動時間、活動場所、休養日の設定等を年度当初に、生徒及び保護者へ周知をする。

IV 地域クラブ活動への移行に関するガイドライン

「II 学校部活動に係る基本的な考え方 4 本市が目指す今後の方向性」に示したように、令和6年9月に策定した多摩市「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」において、休日等に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していくことを推進目標としている。この目標を達成していくため、改革推進期間（令和5年度から令和7年度）の3年目である令和7年度における取組内容として、地域展開に関する試行の実施を行っていく。

地域展開とは、学校部活動を社会教育の一環として運営主体・実施主体が行う地域クラブ活動に代替させていくことであり、学校部活動とは責任主体等が異なる。そのため、令和7年度における土日の地域クラブ活動試行実施について必要な基本事項を本ガイドラインにおいて、定めることとする。

1 参加者について

- ・ 試行にあたっては、地域移行の試行実施校における当該種目の部活動に所属している生徒を基本とする。
- ・ 本格実施に向けては、学校部活動に所属していない生徒など、希望する全ての生徒が参加可能な仕組みを想定する。

2 運営主体と実施主体について

【運営主体】

- ・ 令和7年度の試行実施にあたっては、運営主体は行政が行う。行政が運営主体となることで運営上の課題の確認を適切に把握していく。

【実施主体】

- ・ 実施主体は、指導体制を構築できる主体である必要があることから、地域のスポーツ・

文化芸術団体や地域の指導者が行う。

【情報共有】

- ・ 運営主体及び実施主体は、活動計画を策定し、関係者（学校・生徒・保護者等）に共有する。

《運用イメージ》

- ・ 収集した個人情報は地域クラブ活動以外の目的で使用しない。
- ・ 個人情報漏洩事故発生時は、運営主体に直ちに報告し、運営主体が事故対応にあたる。
- ・ 試行実施の状況は運営主体のホームページ等で公表する。

3 指導者について

本ガイドラインにおいて、指導者とは、地域クラブの指導者、兼職兼業での教員指導者等とする。

【指導者の質の保障】

- ・ 指導者の質の確保を図るため、地域のスポーツ・文化芸術団体の推薦や、候補者の指導経験等を踏まえ、運営主体が専門性や資質・能力を有する指導者を選任する。
- ・ 指導者の質を確保していくために、行政は適宜講習会を開催する。
- ・ 暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。
- ・ 指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応については、運営主体である行政が相談窓口として対応する。
- ・ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入を行う。

《運用イメージ》

- ・ 複数の地域クラブを取りまとめている各種競技団体などとの連携を行い、専門性や資質を有する指導者を推薦いただく。
- ・ 指導責任者を設置し、各指導員の監督を行う。
- ・ ハラスメント防止、事故防止のための安全対策、熱中症予防などの知識を十分に備えている者の育成を行う。

【教員等の兼職兼業】

- ・ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等については、兼職兼業の許可を行う。
- ・ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認とともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

《運用イメージ》

- ・ 地域クラブの指導員を希望する教員は実施主体と調整し、地域クラブの指導者と

して指導することが可能である場合に、教育委員会へ兼業兼職の申請を行う。

- ・ 学校部活動の外部指導員については、学校管理下の学校部活動での指導を行う職員のため、地域クラブ活動には参加せず、平日のみ指導を行う。
- ・ 地域クラブの指導員を希望する外部指導員は顧問同様に兼業許可で対応する。

4 適切な休養日の設定について

- ・ 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅲ 学校部活動ガイドライン」に準じて、休養日を設定する。
- ・

5 活動方針・活動場所について

【活動方針】

- ・ 技能の向上及び当該活動種目に親しみ、楽しむことを基本の活動方針とする。ただし、平日との連携を考慮して実施主体が決定する。

【活動場所】

- ・ 中学校の学校施設使用を基本とする。必要に応じて社会教育施設などの活用を行う。

«運用イメージ»

- ・ 中学校施設を使用する際は、学校開放に準じて運営主体が管理人を配置して開錠・施錠などの施設管理を行う。
- ・ 地域クラブ活動は、社会教育活動の一環であることから、活動場所へは保護者、生徒の責任で移動する。その際、自転車使用・送迎などの制限は設けない。

6 費用負担と財源確保について

- ・ 令和7年度の試行にあたっては、運営主体が、指導員に対して謝礼として1時間1,600円（部活動指導員である会計年度職員と同額）、日当（交通費・雑費）として1日当たり1,000円を支給する。
- ・ 令和7年度の試行にあたっては、運営主体が保険加入費用を負担する。
- ・ 財源として東京都による補助金を活用する。（指導員謝礼・指導者保険料が対象）
- ・ 令和7年度の試行実施にあたっては、会費の設定を行わないことを基本とする。
- ・ 今後の継続的な地域クラブの運営を行うため、可能な限り低廉な会費の設定について試行期間中に検討を行う。
- ・ 生徒毎に必要な用具については保護者負担とする。

7 保険の加入について

- 指導者や参加する生徒に対して自身の怪我等を補償する保険や賠償責任保険に加入する。

『加入する保険の事例』

- 指導員対象：死亡保障 2,000 万円・後遺障害最高 3,000 万円・入院日額 4,000 円・通院日額 1,500 円・賠償責任最高 5 億円
- 生徒対象：死亡保障 3,000 万円・後遺障害最高 4,500 万円・入院日額 4,000 円・通院日額 1,500 円・賠償責任最高 5 億円

8 学校等との連携について

- チームの指導方針を実施主体と部活動顧問との間で共有するとともに、定期的な情報共有を行う。
- 地域移行試行期間においては、地域クラブ活動への円滑な移行を図るため、必要に応じて教員も指導に参加する。

9 大会参加について

- 地域クラブとして大会に参加する場合においては、地域クラブ指導員が引率等を行う。

印刷番号
7—30

多摩市における学校部活動ガイドライン及び地域クラブ活動への移行に関するガイドライン

多摩市くらしと文化部文化・生涯学習推進課
多摩市くらしと文化部スポーツ振興課
多摩市教育委員会教育指導課